

# 支援センターだより



## 「藤枝市犯罪被害者等支援条例」の制定について

藤枝市長 北村 正平

犯罪被害に遭われた方々やそのご家族の方々は、犯罪そのものによる身体的、また財産などに関する直接的な被害のみならず、精神的苦痛や被害後の経済的困窮など、様々な困難に苦しめられることが多く、平穏な生活を営むことができるようになるまでには相当な期間を要することとなります。

この間は、行政や関係機関、また、民間の団体などによる支援が必要となりますが、現在、犯罪被害者等の方々が置かれている状況や支援の必要性などについての理解や関心は必ずしも高いとは言えず、犯罪被害者等の方々を取り巻く社会的な環境は、決して十分とは言えないのが現実であります。

私は、自治体が犯罪被害者等の方々を積極的に支援するという姿勢を明確に打ち出すことは、本市の安全安心のまちづくりに欠くことのできないものと考えます。そのため、犯罪被害者等の方々が置かれている状況や、その心情に対する理解を深め、市民全体で犯罪被害者等を温かく支える地域社会の形成を目指すため、犯罪被害者を支援する条例の制定を進め、平成29年4月1日より県内他市に先駆けて、「藤枝市犯罪被害者等支援条例」を施行しました。

悲惨な被害者を生む犯罪は、絶対に起こってはならないものですが、万が一、犯罪被害に遭われた場合には、被害者の方々が一日も早く平穏な生活を営むことができるように、全力を挙げて支援していかなければならないと思っております。

本市の犯罪被害者等の方々に対する支援の取組みが、県内の自治体に大きな広がりを見せ、犯罪被害者等の方々が安心して暮らすことのできる社会が実現することを大いに期待しております。

### ～目次～

- 「藤枝市犯罪被害者等支援条例」の制定について  
藤枝市長 北村 正平 様
- 「藤枝市犯罪被害者等支援条例」のご紹介
- 藤枝市・藤枝警察署との三者協定締結報告、組織概要
- 平成28年度活動決算報告・平成29年度活動予算
- 平成28年度相談受理状況・直接的支援状況報告
- 「ボランティア養成講座」開講
- 『ラッピングバス広告』スタート、講演会のお知らせ
- 賛助会費納入者・寄付者ご紹介、寄付のお願い

静岡県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体  
認定NPO法人(特定非営利活動法人)

## 静岡犯罪被害者支援センター



電話相談

# 054-651-1011

受付時間：10時00分～16時00分

(土・日・祝日・年末年始を除く)

# 【藤枝市犯罪被害者等支援条例】

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号。以下「法」という。)に基づき、藤枝市における犯罪被害者等の支援の施策に関する基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、もって犯罪被害者等が、安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 法第2条第1項に規定する犯罪等をいう。
- (2) 犯罪被害者等 法第2条第2項に規定する犯罪被害者等をいう。
- (3) 市民 本市において住民基本台帳に記録されている者をいう。
- (4) 関係機関等 国、静岡県その他の地方公共団体の機関及び犯罪被害者等の支援に係る民間の団体をいう。
- (5) 市民等 市民並びに市内に居住する者、勤務する者及び在学する者並びにこれらの者が組織する団体で市内に所在地を有するものをいう。
- (6) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等に与えられた被害を回復させ、又は軽減させ、再び平穏な市民生活を営むことができるようにするための取組をいう。

### (基本理念)

第3条 全ての犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、犯罪被害者等支援により、尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有している。

- 2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が市民生活を営むうえで置かれている状況その他の事情に十分な配慮をして、講ぜられるものとする。
- 3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な市民生活を営むことができるまでの間、必要な支援を継続して講ずるものとする。
- 4 犯罪被害者等支援は、関係機関等と相互に連携協力することにより推進するものとする。

### (市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

### (市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の状況その他の事情に配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等支援施策について協力するよう努めなければならない。

### (犯罪被害者等支援計画)

第6条 市は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための支援に関する基本的な計画を定めるものとする。

## 第2章 支援の内容

### (犯罪被害者等支援の原則)

第7条 市は、相談窓口において犯罪被害者等に対し、第9条から第11条まで及び第14条から第17条までの犯罪被害者等支援について教示を行わなければならない。

### (相談及び情報提供)

第8条 市は、犯罪被害者等に対する支援を行うための総合的な窓口を設置するものとする。

- 2 市は、前項の窓口において、犯罪被害者等の相談を受け、犯罪被害者等の状況その他の事情に応じて、支援制度、関係機関等の情報を提供するものとする。
- 3 市は、犯罪被害者等から得た情報について、第三者等に漏えい等することのないよう、厳重に取り扱わなければならない。

### (付添い及び申請手続の補助)

第9条 市は、犯罪被害者等である市民が移動する場合において、必要と判断したときは、その申出によりその移動に付添うことができる。

2 市は、犯罪被害者等である市民が、その支援に関する申請等を行う場合、その申出により必要に応じて手続を補助することができる。

### (物品貸与)

第10条 市は、犯罪被害者等である市民等が生活、就業するうえで必要になると判断した物品を貸与することができる。

### (見舞金の給付)

第11条 市は、犯罪被害者等である市民に対し、被害の程度に応じた見舞金を給付することができる。

### (見舞金の給付制限)

第12条 前条の見舞金は、当該犯罪被害者等である市民が次に掲げる事項に該当する場合には、その給付を受けることができない。

- (1) 犯罪被害者が、不法な目的をもって犯罪被害を受けた場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、犯罪被害者等と加害者の関係その他当該犯罪被害が発生した総合的な事情から、見舞金を給付することが社会通念上適切でない場合

### (見舞金の返還)

第13条 虚偽若しくは不正な手段により見舞金の給付を受けていた者又は見舞金の給付を受けた者で前条各号に該当することが判明した者は、当該見舞金を市長に返還しなければならない。

### (日常生活支援)

第14条 市は、第9条及び第10条に規定する支援のほか、犯罪被害者等である市民が平穏な市民生活を取り戻すために必要と認める支援を行うことができる。

### (一時保護)

第15条 市は、犯罪被害者等の状況から、平穏な市民生活を送ることに重大な障があるかと判断した場合には、犯罪被害者等を一時的に保護しなければならない。

2 前項の場合において、市は、関係機関等による一時保護が適切であると判断した場合は、遅滞なく関係機関にその要請をしなければならない。

### (施設入所支援)

第16条 市は、前条第1項の一時保護を行い必要と判断した場合、又は犯罪被害者等の状況から必要と判断した場合には、その施設入所を支援するものとする。

### (住居支援)

第17条 市は、犯罪被害者等である市民に対し、市営住宅を提供することができる。

### (犯罪被害者等に関する情報の保護)

第18条 市は、犯罪被害者等に関する犯罪被害の態様及び支援の内容その他犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を阻害するおそれのある情報を当該犯罪被害者等支援に関与しない者に対して、提供してはならない。

## 第3章 支援体制の整備

### (基本的支援体制の整備)

第19条 市は、犯罪被害者等に対して必要な支援が行えるよう、総合的かつ効果的な支援体制の整備に必要な措置を講ずるものとする。

### (関係機関等との連携協力)

第20条 市は、関係機関等と連携協力して犯罪被害者等の支援体制を構築する措置を講ずるものとする。

### (理解の促進)

第21条 市は、教育活動、広報活動、啓発活動等を通じて、犯罪被害者等の人権、名誉、平穏な市民生活への配慮の重要性等に関する理解を深めるために必要な措置を講ずるものとする。

## 第4章 その他

### (委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

# 藤枝市、藤枝警察署、支援センターとの連携協定締結

3月6日、静岡県内市町で初めての単独条例が施行されることから、藤枝市と藤枝警察署、当支援センターと「犯罪被害者等支援の連携協力に関する協定」を締結しました。

協定では、

- (1) 犯罪被害者らの支援に関して相互協力し、被害者の権利や利益の保護を図る
- (2) 犯罪被害者らの支援が円滑に実施されるよう、相互連携を図る
- (3) 支援のための個人情報適切に管理する

など盛り込まれています。

犯罪被害者やそのご家族が、居住地において再び平穏な生活を送れるようになるためには、身近な行政機関の支援が必要不可欠で

す。被害に遭われた方が転居する際など、どの市町へ行かれても同じ支援を受けられるように、この藤枝市の条例を機に、他市町においても同様の条例が制定されることを強く望みます。

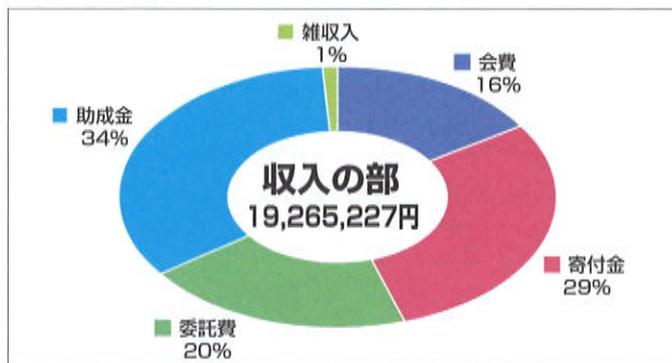


大石剛理事長と北村正平市長(中央)と渡邊伸一署長(右)

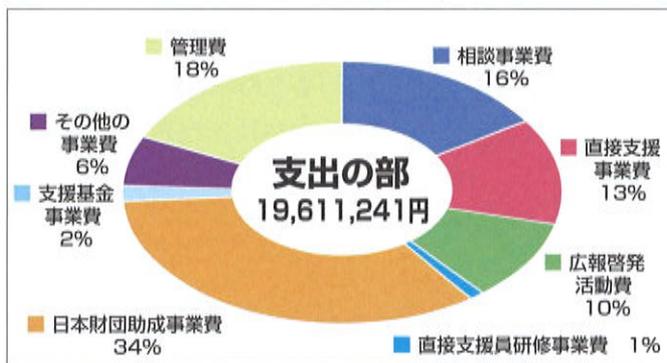
## ◆◆◆ 平成29年度 組織概要 ◆◆◆

役職	氏名	備考	役職	氏名	備考
理事長	大石 剛	(株)静岡新聞社・静岡放送(株)代表取締役社長	顧問	山田 起男	元理事、(株)やまだ代表取締役
副理事長	森 則夫	福田西病院院長	顧問	平井 紀夫	(公社)全国被害者支援ネットワーク理事長
副理事長	白井 孝一	弁護士、認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センター長	顧問	木苗 直秀	静岡県教育長
副理事長	福永 博文	浜松学院大学短期大学部名誉教授	顧問	菅野 文彦	静岡大学教育学部長
理事	磯田雄二郎	(医)焼津病院院長	顧問	前山 亮吉	静岡県立大学国際関係学部長
理事	神部 英子	臨床心理士	顧問	高橋 靖	静岡県警察本部警務部長
理事	清水 英之	トラスト生涯学習センター所長	顧問	内海 雅秀	静岡県弁護士会副会長
理事	小柳津茂助	(公社)静岡県防犯協会連合会副理事長	顧問	篠原 彰	(一社)静岡県医師会長
理事	小澤 巖	静岡教育カウンセラー協会代表	顧問	村松 勝	(一財)静岡県交通安全協会専務理事
理事	池田 剛志	弁護士	顧問	平川 靖	(一社)静岡県安全運転管理協会専務理事
理事	麻生 絵美	弁護士	顧問	平田 泰久	(公社)静岡県防犯協会連合会専務理事
理事	根本 泰子	静岡赤十字病院産婦人科部長	顧問	柴 行延	(公財)静岡県暴力追放運動推進センター専務理事
専務理事	高橋 陽悦	認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センター事務局長	顧問	鳥羽 茂	NPO法人静岡県ボランティア協会事務局長
監事	勝山 靖久	税理士	顧問	清澤 郁子	交通事故被害者遺族
監事	鈴木 礼子	司法書士	顧問	小林 房枝	被害者遺族
			参与	井上 淳	臨床心理士、浜松医科大学児童青年期精神医学講座
	事務局長：高橋 陽悦、事務局次長：藤原 智代		参与	山本 知成	静岡県教育委員会社会教育課長
	非常勤職員：望月 一代(支援活動責任者)、		参与	大村 和寿	静岡県くらし・環境部県民生活局くらし交通安全課長
	坪井 邦彰、丸山 恵子、飯田 高子		参与	有馬 英之	静岡県警察本部警務部警察相談課長

## 平成28年度 活動決算



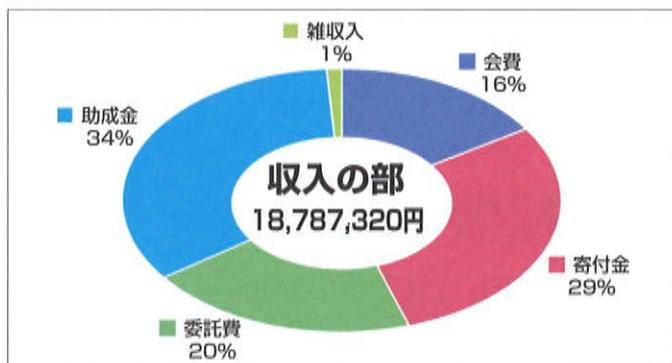
科目	決算額 (円)
会費	3,053,000
寄付金	5,607,392
委託費	3,872,448
助成金	6,640,000
雑収入	92,387
合計	19,265,227



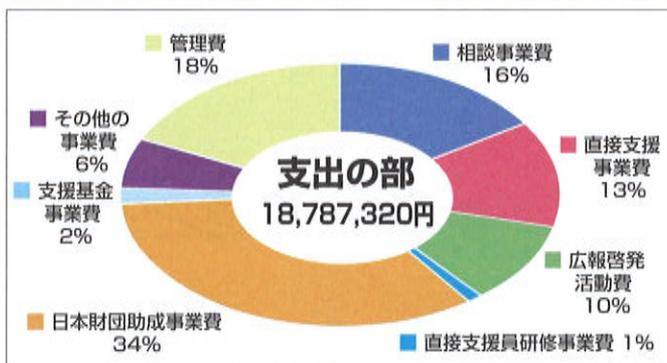
科目	決算額 (円)
相談事業費	3,097,855
直接支援事業費(注)	2,580,594
広報啓発活動費	1,991,192
直接支援員研修事業費	118,098
日本財団助成事業費	6,673,531
支援基金事業費	338,625
その他の事業費	1,275,305
管理費	3,536,041
合計	19,611,241

(注)自助グループ支援事業費も含む

## 平成29年度 活動予算



科目	決算額 (円)
会費	3,400,000
寄付金	6,000,000
委託費	3,946,320
助成金	5,360,000
雑収入	81,000
合計	18,787,320



科目	決算額 (円)
相談事業費	2,968,016
直接支援事業費(注)	1,818,956
広報啓発活動費	2,299,348
直接支援員研修事業費	240,000
日本財団助成事業費	5,360,000
支援基金事業費	450,000
その他の事業費	1,800,000
管理費	3,851,000
合計	18,787,320

(注)自助グループ支援事業費も含む

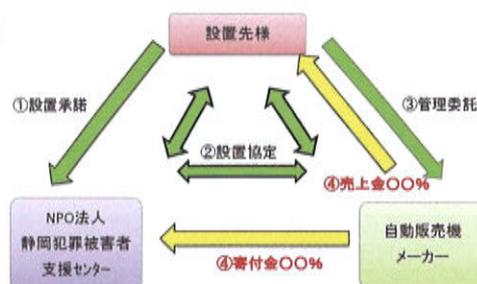


## 『寄付型自動販売機』 協力ドリンクメーカー拡大中!!

現在、サントリービバレッジサービス19台、東海ビバレッジサービス(旧 米久)2台、ダイドードリンク6台、信濃商事1台、コカ・コーラ3台設置していただいておりますが、この度、伊藤園様にもご協力いただけることとなり、早速、角丸建設様のご厚意により建設現場に設置いただきました。

建設現場への設置は、設置期間が短期間ではありますが、多くの飲料水をご購入いただけることから、今では大切な寄付金となっております。

設置をご検討いただける方、企業様がおられましたら、6社からお好きなドリンクメーカーをお選びいただき、当支援センター事務局(TEL054-651-1021)へお電話ください。



# 平成28年度 相談受理状況

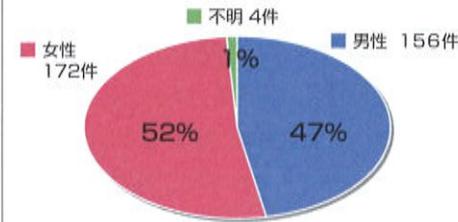
(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

## 1. 受理件数

(件)

相談内訳	件数	前年比
電話相談	332	△71
面接相談	15	△8
法律相談	15	△4
合計	362	△83

### 電話相談 男女別



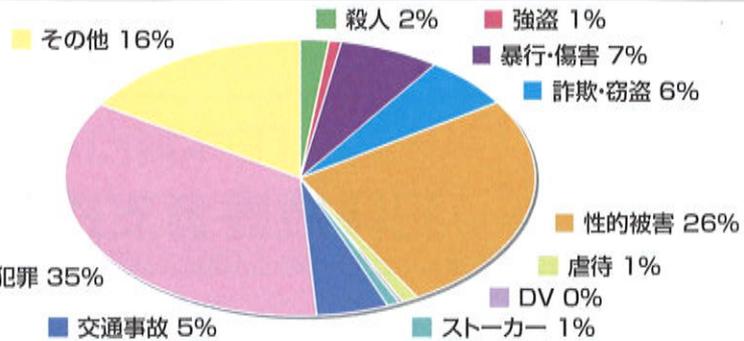
### 電話相談 地域別



## 2. 電話相談内容

(件)

内容区分	件数	前年比
殺人	8	6
強盗	4	△1
暴行・傷害	23	△9
詐欺・窃盗	19	△1
性的被害	85	△47
虐待	3	3
DV	1	△9
ストーカー	5	△3
交通事故	15	△2
その他の犯罪	115	111
その他	54	△119
合計	332	△71



### 〈特徴・傾向〉

- ◇ 車内放送や車内広告等で支援センターを知り、相談される新規の相談者は増加しているが、一度相談された方からの継続した相談が減少したことにより、相談件数の増加にはつながらなかった。
- ◇ 性的被害相談については、被害者やご家族から相談電話にかけてくるのではなく、警察からの情報提供により、当センターから直接被害者等へ連絡を入れることが多くなったため、相談件数が減少したと思われる。

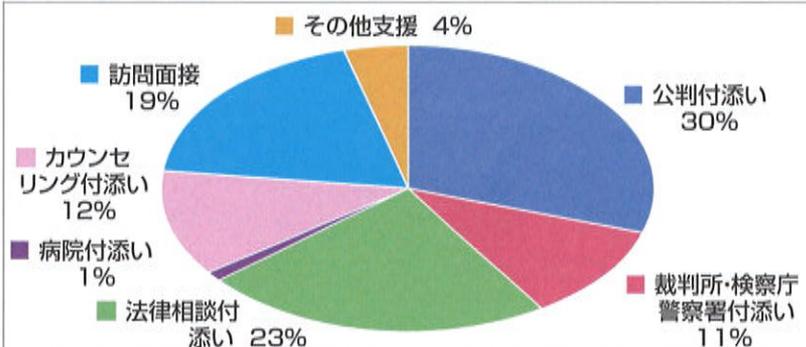
# 平成28年度 直接的支援状況

(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

## 1. 支援件数

(件)

支援内容	支援回数	前年比
公判付添い	25	△6
裁判所・検察庁・警察署付添い	9	1
法律相談付添い	19	△7
病院付添い	1	△2
カウンセリング付添い	10	△1
訪問面接	16	△7
その他支援(連絡調整、マスコミ対応等)	3	1
合計	83	△21



## 2. 事件別件数及び実施回数



## 3. 情報受理端緒別

(件)

警察情報	39(23)
相談から移行	7(7)
その他	0(0)
合計	46(30)

※( )内は、直支移行件数。

## 4. 地域別

(件)

東部	9
中部	9
西部	5
県外	7
合計	30

### 〈特徴・傾向〉

- ◇ 28年度は報道で大きく取り上げられるような重大な事件・事故の発生に伴い、裁判員裁判のための公判前整理手続きが長期化する事件が多かったため、被害者との初回面接以降の支援が進まないケースが多かったが、今後、法律相談や検察庁、裁判所等への支援が増加すると思われる。
- ◇ 警察からの情報提供が年々増加し、起訴前の早い段階から被害者やご遺族へアプローチできていることから、被害者等の不安軽減につながっていると感じる。今後も警察本部警察相談課犯罪被害者支援室を始め、各警察署と連携を図り、早期支援に努めていきたい。



## 平成29年度継続研修会

現在、犯罪被害相談員6名、直接支援員22名の方々  
に相談業務や支援活動に携わっていただいております。

4月18日に第1回研修会が終了しましたが、今年度  
は、昨年度同様、警察や弁護士、臨床心理士等専門職の  
の方々との事例検討会議を2回(7月、1月)開催し、それと  
共に、県外研修に参加する等、相談員及び直接支援員の  
のスキルアップを図っていきます。



Supported by  
日本財団  
THE NIPPON  
FOUNDATION

## 「日本財団預保納付金支援事業」 犯罪被害者支援ボランティア養成講座

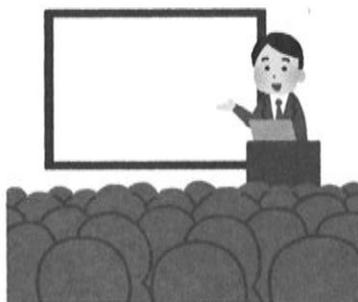
本年度は、ボランティアの養成講座を  
開講します。平成23年度に開講して以来、  
6年ぶりの養成講座となります。

当センターでは、電車、バス、タクシー、  
更に駅地下広告など積極的に広報活動  
を展開しておりますが、7月からは、「AC  
ジャパン支援キャンペーン」として犯罪被  
害者支援CMの放送が全国スタートして  
います。

こうしたことから、今まで以上に犯罪被  
害者やそのご家族からの相談が増加する  
ことが予想されるため、支援員を拡充し、  
事務局と連絡を取り合い、即応できる人  
材確保に努めることが急務となっております。

そこで、新規にボランティアを募集した  
ところ、多数のご応募いただき、書類選考  
の結果、8名の方にご受講いただくことに  
決定しました。

半年にわたり講座(右表カリキュラム参  
照)を受講していただき、ぜひ、支援員とし  
て、ご協力いただきたいと思います。



### 「平成29年度犯罪被害者支援ボランティア養成講座」

#### カリキュラム

研修会場：静岡市葵区両替町1-4-15 芙蓉ビル2階 会議室

※第6回は、県社会福祉会館「シズウエル」103会議室、第7、8回については、未定。

回	日時	講座名	内容	講師等
1	7月4日(火) 10:00~10:30	開講式 オリエンテーション	・受講上の注意事項等 ・受講者自己紹介	支援センター 専務理事兼事務局長
	7月4日(火) 10:40~12:00	被害者支援の歴史と現状 ～被害者支援センターの 歩み～	犯罪被害者支援に関する法律 及び基本計画について ・支援センター業務と守秘義務について ・支援センター見学	支援センター 専務理事兼事務局長
2	7月4日(火) 13:30~15:30	弁護士における 被害者支援1	・刑事裁判の流れと被害者の 関わり ・弁護士による被害者支援	弁護士(副理事長) 白井 孝一
3	8月22日(火) 10:30~12:00	警察における 犯罪被害者支援	・刑事手続きの流れ ・犯罪被害者等に対する具体的施策 ・支援センターとの連携 ・犯罪被害者等給付金制度	警察本部警察相談課 犯罪被害者支援室
4	8月22日(火) 13:30~15:00	支援センターにおける 犯罪被害者支援	・電話相談受理から直接支援 への流れと実際 ・関係機関との連携	支援センター 被害者支援担当職員
5	9月12日(火) 13:30~15:30 県社会福祉会館 「シズウエル」 103会議室	リスニング技術	・傾聴と共感 ・ロールプレイ	石川被害者 サポートセンター 副理事長 武山雅志
6	9月26日(火) 13:30~15:00	犯罪被害者の受ける 精神的・心理的な影響	・犯罪被害者等の心理と対応 ・精神科医から見た犯罪被害者 支援	福田西病院 院長 精神科医 森 則夫
7	10月24日(火) 10:30~12:00	刑事裁判の流れ 法廷見学	・裁判の流れについて ・法廷及び傍聴付添い支援について ・法定見学	静岡地方裁判
8	10月24日(火) 13:30~15:00	検察庁における 犯罪被害者支援	・主な被害者支援制度について ・被害者参加制度、 損害賠償命令制度等	静岡地方検察庁
特別 講義	11月25日(土) 13:00~16:00	犯罪被害者遺族の声を 聴く	「犯罪被害者等支援講演会in しずおか2017」参加 (会場:清水テルサホール)	犯罪被害者の会「心」 代表 清水誠一郎 様
9	12月12日(火) 10:00~12:00	弁護士における 被害者支援2	・弁護士会犯罪被害者等支援 対策委員会での取り組み ・支援センターの連携及び支援事例	犯罪被害者等支援 対策委員会 委員長
10	12月12日(火) 13:30~15:00	まとめ・閉講式	・筆記試験 ・修了証書交付	支援センター事務局
11	1月23日(火)	面接	・個人面接	支援センター事務局

# 『ラッピングバス広告』スタート!!

バスの車内放送と併せて、遠州鉄道78台、静岡鉄道84台、富士急行20台、伊豆箱根鉄道36台、東海バス20台に車内広告を掲出します。また29年度の新たな取組みとして、バスの車体広告「ラッピング広告」を遠鉄バス1台、静鉄バス1台で実施することになりました。すでに6月中旬から浜松市、静岡市を走行しておりますが、お気づきになりましたか。

近年、車内広告をメインに広報活動を展開してまいりましたが、乗客だけでなく、通行人やドライバーに対する広報強化に努めていきます。

お困りではありませんか？  
まずは電話で相談を。  
犯罪や交通事故の被害にあわれた方に無料で支援活動を行っています。

電話相談 面接相談  
カウセリング 法律相談 直接支援

受付時間 午前10時～午後4時（土・日・祝祭日を除く）

**054-651-1011**

静岡県公安委員会指定「犯罪被害者等早期援助団体」  
認定NPO法人 静岡犯罪被害者支援センター

◆◆ 今年のポスターデザイン ◆◆



【静鉄バス】



【遠鉄バス】

## ～「犯罪被害者等支援講演会inしずおか2017」開催のご案内～

日 時：平成29年11月25日(土) 13:00～16:00(開場:12:30)

場 所：清水テルサホール(静岡市清水区島崎町)

講 師：犯罪被害者の会『心』代表 清水 誠一郎 様(熊本県在住)

講師の清水誠一郎様は、2011年(平成23年)3月3日、当時3歳だった最愛の娘・心(ここ)ちゃんを、小児性愛の20歳の男に殺害された犯罪被害者家族です。被害者参加制度により、心ちゃん的事件裁判に参加したことがきっかけとなり、理不尽な死と向かい合い、悲しみと葛藤しながら、命の大切さをたくさんの人に訴えるため、全国各地で講演活動を行っておられます。

この講演会を通して、多発する事件や事故から子ども達を守るべく、家庭や地域での犯罪被害防止を考えるきっかけとなればと企画いたしました。

ぜひ、多くの方のご来場をお待ちしております。なお、正式なご案内は10月頃を予定しております。

# 支援センターの運営を支えてくださる皆様

～こころより感謝申し上げます～

平成29年2月1日～平成29年6月30日

アイウエオ順(敬称は略させていただきます。)

青木建設(株)	赤池 培男	揚野 江利子	朝比奈 幹夫
芦川 忠盛	麻生 絵美	熱海ガス(株)	熱海市町内会長連合会
熱海商工会議所	天野 一	(株)アンドーカーパーツ	井伊 孝文
飯田 喜一	井口 登	池田 剛志	池田屋印刷(株)
石川 交司	石川 令子	石谷 節子	石渡 恵
伊豆遊技場組合	磯田 雄二郎	磯田 由美子	伊藤園産業(株)
伊東瓦斯(株)	伊東市地域行政連絡調整協議会	伊東商工会議所	伊藤 博
いなば食品(株)	猪之原 勝美	磐田警察署	磐田遊技業組合
(株)エスバルスドリームフェリー	遠州信用金庫	大塩 和子	大和多 清美
大庭 茂利	小楠 和男	小澤 巖	お宝中古市場沼津店
織田 史子	小柳津 茂助	片田 弘子	勝山 靖久
(株)加藤オートリペア	(株)加藤鉄筋工業	加藤 好子	鴨藤 一美
川崎工業(株)	川嶋 晃	(株)川島組	川島 達也
医療法人社団菊川光生会松下産婦人科医院	菊池 信廣	清澤 郁子	久保田 明
栗原 藤男	ケア・フリー静岡(株)	幸谷 和征	(有)幸祐
御殿場警察署	御殿場警友会	後藤 榮	後藤 千代子
小林 暁	小林テレビ設備(有)	(株)コフレック	近藤鋼材(株)
櫻井 宏	櫻井 彰利	佐野 愛子	佐野印刷(株)
澤入 幸夫	澤入幸夫氏お祝いの会	JA静岡市上土支店	JA静岡市あさひ北支店
JA静岡市あさひ支店	JA静岡市足久保支店	JA静岡市安東支店	JA静岡市梅ヶ島支店
JA静岡市大河内支店	JA静岡市大里支店	JA静岡市大谷支店	JA静岡市長田支店
JA静岡市国吉田支店	JA静岡市久能支店	JA静岡市しづは支店	JA静岡市下川原支店
JA静岡市銭座支店	JA静岡市玉川支店	JA静岡市千代田支店	JA静岡市中瀬支店
JA静岡市南部じまん市	JA静岡市西奈支店	JA静岡市飯間支店	JA静岡市東豊田支店
JA静岡市北部じまん市	JA静岡市松野支店	JA静岡市丸子支店	JA静岡市美和支店
(一社)静岡県安全運転管理協会	静岡県企業防衛対策協議会	静岡県経済農業協同組合連合会	静岡県警察官友の会大仁支部
静岡県警察官友の会菊川支部	静岡県警察官友の会藤枝支部	静岡県警察本部18階女子会	静岡県警察本部機動捜査隊
静岡県警察本部交通部火曜会	静岡県警察本部少年課幹部会	静岡県警察本部生活保安課	(一社)静岡県警備業協会
(一財)静岡県交通安全協会	静岡県交通安全協会伊東地区支部	静岡県交通安全協会湖西地区支部	静岡県交通安全協会静岡中央地区支部
静岡県交通安全協会沼津地区支部	静岡県交通安全協会浜松東地区支部	静岡県交通安全協会藤枝地区支部	静岡県交通安全協会富士地区支部
静岡県交通安全協会三島地区支部	静岡県交通安全協会焼津地区支部	静岡県交通安全協会静岡南地区支部	静岡県警備協同組合
(一社)静岡県自動車会連所	静岡県司法書士会	静岡県軟式野球連盟静岡支部	(公社)静岡県防犯協会連合会
NPO法人静岡県ボランティア協会	静岡県遊技業協同組合	静岡市清水区自治会連合会	静岡市遊技業組合
静岡信用金庫	静岡中央地区安全運転管理協会	静岡不動産(株)	静岡保徳(株)
しずてつジャストライン(株)	島田市自治会連合会	島元 正彦	清水職場防犯協会
清水地区安全運転管理協会	(一社)下田市観光協会	下田地区安全運転管理協会	下田有線テレビ放送(株)
シャクリ工業日本(株)	(株)シャンゾン化粧品	医療法人十全会聖明病院	准也基金(代表 朝比奈 幹夫様)
白井 正巳	白川 美也子	(株)白鳥建設	杉山 一統
杉山 智幸	鈴木 龍恵	鈴木 紀義	鈴木 博子
鈴木 洋佑	医療法人社団聖教会田中医院	東遠遊技業組合	静岡信用金庫
セキスイハイム東海(株)	曾我 一洋	(株)戸田書店	高田 好浩
高野 典子	高橋 剛悦	永野 千恵	竹内 良訓
田子の浦埠頭(株)	田中 広子	ナガヤ(株)	中栄建設(株)
中部機電サービス(株)	塚本 大	日本軽金属(株)蒲原製造所	(株)テンイチ
社会福祉法人学校法人天竜厚生会	(株)土井酒造場	萩本 鉄	東海ワッチャーサービス(株)清水支社
東堂 陽一	(有)兎月園	浜松遊技業組合	戸本 松造
トヨタカローラ静岡(株)	内藤 恭治	一杉 泰博	永野 ひろ子
永峰 清隆	(株)中村組	藤生 好則	鍋倉 伸子
(株)ニコ	日機装(株)技術開発研究所	富士商工会議所	沼津警友会
沼津信用金庫	野島 恵美子	富士宮警察署	浜松市自治会連合会
浜松信用金庫	浜松東警察署	富士宮警察署	原木 英三
伴 信彦	POB反対策連絡協議会	芙蓉監査法人	福地 明人
福永 博文	袋井警察署	(株)ホンダカーズ静岡	藤枝警察署被害者支援を真剣に考える会
藤枝地区安全運転管理協会	富士警察署	松本 喜代子	富士信用金庫
藤田 利彦	富士地区安全運転管理協会	三島市自治会連合会	富士宮市長会
富士宮信用金庫	藤原 智代	三島地区安全運転管理協会	(株)芙蓉リサーチ
(公財)星いきいき社会福祉財団	堀田 一希	三井 義廣	牧之原警友会
増田 亨大	松永 しげ子	明成警備保障(株)	松谷 清
(有)方邦自動車	三島警察署	望月 威男	三島商工会議所
三島信用金庫	三嶋大社	安本 節子	
三島地区保護司会	三島遊技場組合	山本 正子	
富田 逸江	(株)村田建設	吉川 正宏	
望月 俊郎	望月 源一	良知 淳行	
森 則夫	焼津信用金庫	鷺巣 洋子	
(株)ヤマエイ長島建設	山下 栄	匿名26件	
湯田 アヤ子	湯田運送(有)		
吉田 千登世	吉田町更生保護女性会		
(株)リサイクルクリーン	社会保険労務士法人ルームシステム		
和田 篤夫	静岡県警察音楽隊定期演奏会募金		



3/14澤入幸夫様(右)からご寄付をいただきました

## 《賛助会員・寄付のお願い》

静岡犯罪被害者支援センターの活動は、皆様の寄付金等で支えられています。当支援センターの主な活動として、電話相談、直接的支援、支援員の養成・研修、広報啓発活動等を行っています。被害者支援活動の趣旨にご賛同いただき、ご支援ご協力をお願いいたします。

賛助会費	法人・団体	1口	10,000円以上
	個人	1口	2,000円以上

賛助会員の方々には、広報誌「支援センターだより」などをお送りしています。また、被害者支援講演会等のイベントを開催する際には事前にお知らせいたします。

【振込口座】 郵便振替:口座番号 00870-7-50944  
【加入者名】 NPO法人静岡犯罪被害者支援センター

ホームページアドレス

<http://www.shizuoka-hhsc.jp>

後援

静岡県警察本部  
静岡県犯罪被害者支援連絡協議会



発行 認定NPO法人  
静岡犯罪被害者支援センター  
〒420-0032  
静岡市葵区両替町1-4-15 芙蓉ビル4階  
発行月 平成29年 7月